

平成24年11月20日

四国地方整備局

復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底

東日本大震災から1年8カ月が経ち、復旧・復興工事が本格的に進められているところです。

関係省庁及び地方公共団体並びに関係業界団体においては、被災地の復旧・復興工事のスピードアップを図るため「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」を設置し、復旧・復興工事の施工を確保するための様々な対策を推進しています。

復旧・復興工事を円滑に実施するための中心的な担い手になるのは、建設産業であり、今後、被災地への貢献はもとより、東北地方の安心・安全な国土づくり・地域づくりといった社会資本整備に重要な役割を果たしていくことが求められています。

一方、復興需要により被災3県の建設市場は急激な拡大が見込まれることから、他の都道府県の建設業者が新たに営業所を設置し、建設市場に参入する建設業者が増加しています。そのような状況下で下請業者へのしわ寄せに関連した相談件数や建設施工現場における労働災害も増加傾向にあり、更に建設業の契約に係る事件や暴力団が介入した事件も発生していることから、今後も引き続き建設業に係る元請・下請間の不適正な契約取引、現場の技術者等の不適正な配置といった法令違反の増加及び労働災害の増加並びに不良不適格業者の参入や暴力団の介入が懸念されるところです。

復旧・復興工事に携わる建設業者の方々には、法令を遵守しつつ迅速で質の高い施工が求められていることから、今後、関係機関である国土交通省、厚生労働省、警察庁、岩手県、宮城県、福島県は連携を図りつつ、復旧・復興工事に係る「適正な契約取引の確保」、建設施工現場の「適正な施工及び安全衛生の確保」、「不良不適格業者及び偽装請負並びに暴力団の排除」といった法令遵守の徹底・推進に取り組んでいくこととなりました。

【主な取組】（別添参照）

- ◆ 適正な契約取引の確保や不良不適格業者の排除のため、各建設業許可部局による営業所等への合同立入検査等を本年11月下旬より実施
- ◆ 法令遵守の徹底を啓発するため、建設業者の方々を対象に関係機関の連携による講習会の開催やリーフレットの配布を実施

【添付資料】

資料1：建設業者等への配布リーフレット

資料2：国土交通大臣許可業者が被災3県に新設した営業所数及び立入予定営業所数

資料3：被災3県の建設業における労働災害発生状況

資料4：東日本大震災の復旧・復興事業に係る暴力団の情勢

※ 四国地方整備局においては、管内大臣許可事業者のうち被災3県に営業所を新設した事業者等の本店営業所に立入検査を行うなど、復旧・復興工事に係る「適正な契約取引の確保」等、法令遵守の徹底に向けた指導を行います。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 峰久 鈴木

(087)851-8061 (内線 6142・6144)

復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底・推進

復旧・復興工事は迅速かつ適正な施工が求められる一方、復興需要による急激な市場の拡大の中で、不適正な取引、技術者の不設置等法令を遵守しない不良不適格業者の増加が懸念

法令遵守に向けた方針

適正な契約・取引の徹底、適正な施工と安全衛生管理の徹底
不良不適格業者や暴力団の排除 等

関係機関との連携・協力体制

国土交通省 厚生労働省 警察庁 岩手県 宮城県 福島県

法令遵守に向けた取組

- ◆ 国交省、岩手県、宮城県、福島県との連携による、営業所等への合同立入検査
- ◆ 関係機関による講習会の共同開催
- ◆ 関係機関による法令遵守を啓発するためのリーフレットの配布

取組（対策）の効果

- ◆ 契約・取引の適正化による下請業者へのしわ寄せ防止
- ◆ 建設工事の品質の確保
- ◆ 建設現場の労働災害の防止
- ◆ 不良不適格業者及び暴力団の排除

営業所等への立入検査による取引等の適正化

◆立入検査の体制

- ・国土交通省と岩手県、宮城県、福島県(以下「3県」という。)が連携
- ・国土交通本省及び東北地整以外の各地整等からも検査官を派遣 等

◆立入検査の対象となる建設業者

- ・例年の立入検査に加え以下の建設業者を対象とする(以下例示)。
※立入対象建設業者の抽出は、各許可部局毎に調整
- ・東北地整及び3県が新規・許可換えを行った建設業者
- ・3県に新たに営業所を新設・移設した建設業者
- ・3県に新たに入札参加登録をした建設業者
- ・東北地整及び3県が発注した復旧・復興建設工事を受注した建設業者 等

◆立入検査項目

【取引の適正化】

- ・請負契約の状況／下請代金の支払い／下請業者へのしわ寄せの有無 等

【営業所の組織体制の適正化】

- ・営業所の状態／営業所専任技術者の適正配置 等

【建設工事の施工体制の適正化】

- ・施工現場技術者の適正配置／施工体制台帳等の整備 等

講習会・リーフレットによる法令遵守の啓発

<<講習会による啓発>>

- ◆岩手県、宮城県、福島県(以下「3県」という。)と東北地方整備局、岩手・宮城・福島労働局、岩手県・宮城県・福島県警察本部が合同で講習会を開催

<<リーフレットによる啓発>>

◆請負契約に係るルールへの啓発

- ・見積条件の提示／書面による請負契約の締結／追加・変更契約の締結
- ・不当に低い請負代金／指値発注／赤伝処理(一方的な代金差引等)／支払保留 等

◆営業所及び工事の施工現場に関するルールの啓発

- ・営業所の専任技術者の設置／施工現場の適正な技術者の設置／施工体制台帳、施工体系図の作成／一括下請負の禁止 等

◆施工現場の安全衛生管理、偽装請負排除の啓発

◆暴力団の排除

- ・暴力団を排除するための留意事項

◎配布先(下記の機関から建設業者に配布を要請)

- ・岩手県、宮城県、福島県／労働基準監督署、労働局／建設業界団体／建築確認の特定行政庁及び指定機関／市町村 等

復旧・復興工事の適正な施工の確保に向けて



復旧・復興工事に携わる建設業者の皆様へ

建設産業は、東日本大震災の復旧・復興事業の中心的な担い手であり、今後とも、被災地域の本格的な復興はもとより、東北地方の国土づくり・地域づくりの重要な役割を果たしていくことが求められています。

しかし一方で、復興需要による急激な市場の拡大に伴い、技術者の不適正な配置や不適正な元請下請契約といった法令違反の増加も懸念されています。さらに復旧・復興工事における労働災害の増加も懸念されています。

復旧・復興工事においては迅速な施工が求められていますが、法令違反行為は決して許されるものではありません。

復旧・復興工事においても、法令遵守を徹底し、適正な施工体制の確保と工事の安全確保を図ることが必要です。

適正な労働者派遣及び請負の実施について

労働者派遣法により、建設業務への労働者派遣は禁止されています。

労働者派遣事業の許可を受け又は届出をしている場合であっても、建設業務への労働者派遣を行うことはできません。

請負が適正に実施されるようにしてください。



東日本大震災の復旧・復興事業等からの暴力団排除

復旧・復興事業等は、復興需要市場の拡大に伴い、資金獲得を目的とする暴力団等が各種事業に介入し、違法行為を敢行するおそれがあるため、その排除の徹底を図ることが必要です。

復旧・復興事業から暴力団を排除するための留意事項

- **警察との連携**
 - ・復旧・復興事業から暴力団等を排除するため、警察と緊密な連携を図ること。
- **契約書等への暴力団排除条項の盛り込み**
 - ・契約において、暴力団排除条項が盛り込まれた契約書・取引約款を用いること。
- **受注者による下請業者の把握**
 - ・下請業者（下請以外の個別契約を含む。）に暴力団等が参加していないか把握に努めるとともに、暴力団該当性が疑われる場合は警察及び暴力団追放運動推進センターへ相談すること。
- **不当要求を受けた際の確な対応**
 - ・下請参入、作業員の受入、重機等資材の納入等暴力団等から不当な要求を受けた場合は警察へ通報すること。

暴力団追放の基本

- **暴力団を恐れない** ○ **暴力団に資金を提供しない** ○ **暴力団を利用しない**

◆ 関係機関窓口

● 適正な取引及び適正な施工等に関する問い合わせ先

国土交通省上野・建設産業局建設課	03-5253-8111
建設業適正取引推進協議会	
国土交通省東北地方整備局	022-2255-2171
建設業協会	
岩手県 県土整備局建設技術振興課	019-529-5954
宮城県 土木部建設技術振興課	022-211-3116
福島県 土木部技術管理課建設産業課	024-521-7452

● 労働安全衛生の増進に関する問い合わせ先（2017年、警察庁の労働安全衛生課にお問い合わせ下さい。）

岩手県	019-604-2530	仙台	022-299-9073	福島	024-536-4610
宮城	0193-62-6455	石巻	023-22-3385	郡山	024-922-1956
秋田	0193-23-0651	（気仙沼）		いわて	0246-23-2255
花巻	0198-23-6231	（盛岡駅西口）	0226-25-6921	金澤	0242-26-6494
一関	0191-23-4126	三川	0228-22-2112	盛岡方	0241-22-4211
大館	0192-26-6231	大河原	0224-53-2154	白河	0248-24-1391
二戸	0195-23-4131	湯沢	0228-36-3131	須賀川	0248-75-3519
				相馬	0244-36-4175
				高岡	0246-35-0050

● 暴力団排除に関する問い合わせ先

岩手県 警察本部	019-653-0110
宮城県 警察本部	022-221-7171
福島県 警察本部	024-522-2151

● 適正な労働者派遣に関する問い合わせ先

岩手労働局労働課事業課	019-604-3004
宮城労働局労働課事業課	022-292-6071
福島労働局労働課事業課	024-529-5746

国土交通省 岩手県 厚生労働省 警察庁
宮城県 福島県

元請負人と下請負人の間の適正な取引

適正な取引のための主なポイント

- **明確な見積条件の提示、建設業法で定める見積期間の設定**
 - ・元請負人が下請負人に対し、見積依頼をする際は、工事内容等を明確に提示するとともに、建設業法で定める見積期間を設定しなければなりません。
- **契約は着工前に、建設業法で定める事項を記載した書面を相互に交付（追加・変更契約も同様）に**
 - ・口頭での契約締結は建設業法違反になります。
 - ・契約は工事の着工前に書面で行い、相互に交付しなければなりません。
- **やり直し工事の責任や費用負担は明確に**
 - ・元請負人が、下請負人に対し、一方的にやり直し工事の責任を押し付け費用を負担させることは、建設業法違反のおそれがあります。
- **元請負人の指値発注や赤伝処理は建設業法違反のおそれ**
 - ・一方的な指値発注による下請契約は、建設業法違反のおそれがあります。
 - ・適正な手続に基づかない一方的な赤伝処理は、建設業法違反のおそれがあります。
- **下請代金の支払は建設業法で定める期間内に（できる限り現金で）**
 - ・元請負人は、下請代金を建設業法で定める期間内に支払わなければなりません。

適正な取引のために「建設業法令遵守ガイドライン」を活用しましょう

上記のポイントを更詳しく確認されたい場合は、本ガイドラインをご覧下さい。本ガイドラインは、下請取引上のルールや下請取引の際に建設業法違反となる行為等がわかりやすく解説されています。

本ガイドラインを十分に活用し、復旧・復興工事においてもトラブルや違反のない適正な取引を実現しましょう。

<http://www.milit.go.jp/common/000219500.pdf>

建設工事の適正な施工

適正な施工体制確保のための主なポイント

- **営業所には常勤の専任技術者を設置**
 - ・営業所には一定の資格・経験を有する専任技術者が常勤しなければなりません。
- **工事現場には主任技術者又は監理技術者を設置**
 - ・工事現場には一定の資格・経験を有する主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。
 - ※個人住宅を除くほとんどの建設工事で請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上となる場合、技術者は工事現場毎に専任が必要。ただし、被災地域では、一休性又は連続性が認められ、工事現場が5km程度に近接している場合は、同一の専任の主任技術者が兼務できます（原則2件程度）。
 - ※特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事での下請代金の総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の場合、監理技術者の配置が必要。
- **工事現場ごとに施工体制台帳の備え置き及び施工体系図の掲示**
 - ・施工体制台帳の備え置き及び施工体系図を掲示しなければなりません。
 - ※特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事での下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事は4,500万円以上）の場合。

その他建設業法で禁止されている行為

- **一括下請負は建設業法で禁止**
 - ・如何なる方法を問わず、一括下請負は禁止（公共工事及び共同住宅新築工事に限る）
- **建設業者は、無許可業者と下請契約をする際は、契約金額に注意**
 - ・無許可業者との建設業法で定める軽微な建設工事以外の下請契約は禁止
 - ※「軽微な工事」とは1件の請負代金が500万円未満（建築一式工事は1,500万円未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事）
- **一般建設業者は下請契約の締結が制限**
 - ・一般建設業者は、下請業者と一定の額以上の下請契約ができません。
 - ※「一定の額」とは発注者から直接受注した工事で、下請金額が総額3,000万円以上（建築一式は4,500万円以上）の下請契約

建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けています

建設業法違反通報窓口
(駆け込みホットライン)
◆なくそう違反、あったら通報!!!◆

TEL:0570-018-240 FAX:0570-018-241

※通報料は、発注者の負担となります。

E-mail: kakekomi-h@milit.go.jp

建設工事での労働安全衛生の確保

労働安全衛生法令を遵守し、労働災害を防ぎましょう!

- **墜落・転落災害防止対策の徹底**
 - ・高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合に、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。
 - ・上記作業床を設けることが困難なときに防網（安全ネット）の設置、労働者に安全帯を使用させるなど墜落による危険防止措置を講ずること。
- **車両系建設機械による災害防止対策の徹底**
 - ・「技能講習修了者」等必要な資格を有する者に車両系建設機械を運転させること。
 - ・運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれがある箇所には、「立入禁止措置」を講じ、接触防止措置を図ること。
- **統括安全衛生管理の徹底**
 - ・元方事業者が毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視すること。

〈正しい措置の例〉



・足場の手すり先行工法の採用



・ハーネス型安全帯



・立入禁止措置

○イラスト等出典
※1 国土建業法
※2 国土建業法 国土建業法 国土建業法 国土建業法 国土建業法 国土建業法 国土建業法 国土建業法 国土建業法 国土建業法

国土交通大臣許可業者が被災3県に新設した営業所数 (H23. 4. 1～H24. 8. 31)

コード	都道府県	新設営業所数	業者数	岩手県	宮城県	福島県
北海道		8	8	1	6	1
01	北海道	8	8	1	6	1
東北		61	42	19	32	10
02	青森県	5	5	4	1	0
03	岩手県	6	6	5	1	0
04	宮城県	37	19	9	21	7
05	秋田県	3	2	1	2	0
06	山形県	8	8	0	6	2
07	福島県	2	2	0	1	1
関東		183	144	39	106	38
08	茨城県	4	3	0	3	1
09	栃木県	3	3	0	1	2
10	群馬県	4	4	0	4	0
11	埼玉県	9	7	0	6	3
12	千葉県	6	6	1	5	0
13	東京都	109	107	1	77	31
14	神奈川県	44	11	34	9	1
19	山梨県	1	2	1	0	0
20	長野県	3	1	2	1	0
北陸		21	17	3	14	4
15	新潟県	13	10	2	7	4
16	富山県	3	2	0	3	0
17	石川県	5	5	1	4	0
中部		18	17	3	14	1
21	岐阜県	3	3	2	1	0
22	静岡県	1	1	0	1	0
23	愛知県	13	12	1	12	0
24	三重県	1	1	0	0	1
近畿		62	52	10	43	9
18	福井県	4	3	1	3	0
25	滋賀県	0	0	0	0	0
26	京都府	3	3	1	1	1
27	大阪府	42	35	6	30	6
28	兵庫県	11	10	1	9	1
29	奈良県	2	1	1	0	1
30	和歌山県	0	0	0	0	0
中国		7	7	0	6	1
31	鳥取県	0	0	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0	0
33	岡山県	1	1	0	0	1
34	広島県	6	6	0	6	0
35	山口県	0	0	0	0	0
四国		2	2	0	2	0
36	徳島県	1	1	0	1	0
37	香川県	1	1	0	1	0
38	愛媛県	0	0	0	0	0
39	高知県	0	0	0	0	0
九州		6	6	0	6	0
40	福岡県	2	2	0	2	0
41	佐賀県	1	1	0	1	0
42	長崎県	0	0	0	0	0
43	熊本県	1	1	0	1	0
44	大分県	1	1	0	1	0
45	宮崎県	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	1	1	0	1	0
沖縄		0	0	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	0	0
合計		368	295	75	229	64
立入営業所数 (予定)		67		18	33	16

被災3県の建設業における労働災害発生状況

	平成24年（10月末現在）				平成23年（10月末現在）				対23年比較 （上：増減数，下：増減率）			
	岩手	宮城	福島	合計	岩手	宮城	福島	合計	岩手	宮城	福島	合計
建設業	196 (3)	412 (5)	345 (8)	953 (16)	206 (6)	325 (9)	269 (12)	800 (27)	-10 -5%	87 27%	76 28%	153 19%
土木工事業	50 (2)	120 (2)	93 (3)	263 (7)	54 (2)	86 (1)	72 (4)	212 (7)	-4 -7%	34 40%	21 29%	51 24%
建築工事業	125 (1)	258 (3)	187 (3)	570 (7)	123 (1)	203 (7)	155 (5)	481 (13)	2 2%	55 27%	32 21%	89 19%
その他の建設業	21 (0)	34 (0)	65 (2)	120 (2)	29 (3)	36 (1)	42 (3)	107 (7)	-8 -28%	-2 -6%	23 55%	13 12%

資料出所：死亡災害報告及び労働者死傷病報告（休業4日以上）

注：（ ）内は死亡者数で、休業4以上の死傷者数の内数
被災3県とは岩手、宮城、福島

平成 23 年の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部
暴力団対策課
企画分析課

★ トピックスⅡ

東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除

東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除を徹底するため、被災地を管轄する県警察はもとより、全国警察が一体となった各種対策を推進している。

○ 警察庁における対応状況

- ・ 3月31日、全国警察に対して、復旧・復興事業に関し、暴力団等の動向把握、取締りの徹底及び暴力団排除の徹底を指示。
- ・ 建設業界、廃棄物処理業界等 28 団体に対し、警察との連携による復旧・復興事業からの暴力団排除の徹底を要請。
- ・ 国土交通省への働き掛けにより、被災 3 県（岩手、宮城及び福島県をいう。以下同じ。）が行う輸入住宅建材を用いた応急仮設住宅調達事業からの暴力団排除の枠組を構築。
- ・ 「東日本大震災復旧・復興事業に係る反社会的勢力排除のための中央連絡協議会」（警察庁、国土交通省、（社）日本建設業連合会並びに同連合会加盟の（社）日本埋立浚渫協会、ゼネコン 10 社及びマリコン 2 社で構成）を設置。定例会議により情報交換等を実施。
- ・ 関係企業に対し、企業対象暴力対策の徹底を要請。
- ・ 警察庁、東北管区警察局及び被災 3 県警察等による対策会議を開催。

○ 被災 3 県警察における対応状況

- ・ 被災 3 県警察において、東北地方整備局、県及び被災自治体並びに業界団体に対し、警察との連携強化による復旧・復興事業からの暴力団排除対策の推進について申し入れるとともに、適時的確な情報提供を実施。
- ・ 被災 3 県に設置された各災害廃棄物処理対策協議会に各県警察の暴力団対策主管課員が参画することとし、宮城県警察においては、第 1 回協議会から参画。
- ・ 被災 3 県警察において、暴力団排除啓発の広報紙やポスターを作成し配布。
- ・ 宮城県警察本部長が宮城県市町村長会議に出席し、暴力団排除対策推進の徹底を要請。
- ・ 宮城県警察において、業界新聞「建設新聞」への働き掛けを行い、暴力団排除に関する記事が掲載。

○ 復旧・復興事業に介入した検挙事例

暴力団関係者が、事業組合やボランティア団体等を名乗り、復旧・復興事業に関する作業員、車両等の手配や瓦礫処理への参入を企てたほか、被災県内の復旧・復興事業に対して、暴力団が介入していた実態が明らかになった。

- ・ 住吉会傘下組織幹部(62)が、岩手県内の仮設住宅建築工事に関して、派遣禁止業務である建設業務につき労働者を派遣した事例（岩手、7月）
- ・ 山口組傘下組織組長(66)が、東日本大震災の被災者を対象にした県社会福祉協議会の貸付制度を悪用し、貸付金を詐取した事例（福島、9月）
- ・ 山口組傘下組織組員(37)が、震災により被災した岩手県内の店舗復旧工事に関して、派遣禁止業務である建設業務につき労働者を派遣した事例（岩手、10月）

平成 24 年上半期の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部
暴力団対策課
企画分析課

8 東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除等の対策

東日本大震災における復旧・復興事業等には、官民間わず、長期にわたり多額の資金が投入されることから、暴力団等が各種事業に介入して、違法行為を敢行したり、暴力団としての活動資金を獲得するおそれがある。

これまで実際に、暴力団員が、仮設住宅工事から排除されたことに因縁を付け損害金を脅し取ろうとした恐喝未遂事件、派遣が禁止されている建設業務に労働者を派遣した労働者派遣事業法違反事件、緊急小口融資を騙し取った詐欺事件等が発生している。

警察においては、関係県警察等が参加する暴力団排除対策推進会議の開催等により、連携や情報の共有を図りながら、暴力団等の動向把握や取締りを徹底するとともに、各業界団体・関係省庁・関係地方公共団体に対し、復旧・復興事業等に係る契約書等への暴力団排除条項の導入を要請したり、警察との暴力団排除連絡協議会の設置を図ったりするなど、関係機関・団体との連携を強化し、各種事業への暴力団等の介入を阻止するための対策を推進している。

24 年上半期における対策は、以下のとおりである。

(1) 警察庁における対応状況

ア 3 月、警察庁、東北管区警察局及び被災 3 県警察等による暴力団排除対策推進会議を開催した。

イ 5 月、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染等事業からの暴力団排除の徹底を指示した。

ウ 6 月、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が行う支援事業からの暴力団排除の枠組みを構築した。

(2) 被災 3 県警察における対応状況

ア 2 月までに、宮城県警察において、県内 6 地区における災害廃棄物処理事業からの暴力団排除を徹底するための協議会を設立した。

イ 3 月までに、岩手県警察において、県内 3 地区における災害廃棄物処理事業からの暴力団排除を徹底するための協議会を設立した。

ウ 3 月、福島県警察において、放射性物質除染等事業からの暴力団排除を徹底するための協議会を設立した。

(3) 復旧・復興事業に関連した犯罪の取締り状況

24 年上半期における東日本大震災の復旧・復興事業に関連した暴力団犯罪の検挙件数は、10 件（前年同期比 5 件増）である。

暴力団が、被災者を対象とした貸付制度を悪用して貸付金を詐取したり、被災地の復旧・復興工事に労働者を違法に派遣するなど、震災の復旧・復興事業に介入している実態がうかがえる。

○ 山口組傘下組織幹部(42)が、東日本大震災の発生を受けて貸付要件が緩和された県社会福祉協議会の貸付制度を悪用し、貸付金を騙し取った事例（岩手、1 月検挙）

○ 住吉会傘下組織幹部(33)が、労働者を東京電力福島第一原子力発電所における災害復興工事現場に派遣し、分電盤設置等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（福島、5 月検挙）